

令和4年1月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月26日(水) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階視聴覚室

3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 林 亮介
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 (欠席)	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 (欠席)		

4. 欠席委員 2名

10番 大嶋 裕一 19番 森 勝義(会長)

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小林 一裕

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第60号 非農地証明について

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

議案第62号 農地の賃借料の情報提供について

議案第63号 坂井市農作業標準料金の設定について

7. 議事録署名人

13番 田中 正信委員 14番 本田 雄揮委員

事務局長	<p>令和4年1月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長が所要により欠席ですので、三寺職務代理者がご挨拶申し上げます。</p>
三寺職務代理者	<職務代理者挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますが、森会長欠席につき、三寺職務代理者に議長をお願いします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に13番 田中正信委員、14番 本田 雄揮委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> それでは、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。今月は2件です。</p> <p>整理番号34番。譲渡人は坂井町蔵垣内 ○○さん。譲受人は坂井町蔵垣内 ○○さん。申請地は坂井町蔵垣内、畑、83㎡です。許可後の経営面積125aです。</p> <p>続いて整理番号35番。譲渡人は丸岡町猪爪7丁目 ○○さん、譲受人は丸岡町上竹田 ○○さん。申請地は丸岡町上竹田 畑、72㎡です。許可後の経営面積は46aです。上竹田は旧竹田地区にあたり下限面積30a以上が要件です。</p> <p>以上、ご審議の程をお願いいたします。</p>
議長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員	<各委員>異議なしの声
議長	<p>異議がないと認めます。議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> では、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。</p> <p>整理番号84番、所有権移転するもので、譲受人は坂井町西 ○○さん。譲渡人は坂井町西 ○○さん。申請地は坂井町西、146㎡で住宅建設のため転用するものです。建築面積は106.61㎡です。</p> <p>整理番号85番、所有権移転するもので、譲受人は三国町緑ヶ丘 (株)西陣さん。譲渡人は三国町滝谷三丁目 ○○さん。申請地は三国町三国東一丁目、1,560㎡です。宅地分譲を目的に転用するもので整備面積は1,560</p>

m²です。

整理番号 86 番、使用貸借権を設定するもので、借人は坂井町長屋 ○○さん。貸人は坂井町長屋 ○○さん。申請地は坂井町長屋、畑、275 m²で住宅建築を目的に転用するものです。

整理番号 87 番、譲受人は三国町緑ヶ丘四丁目 ○○さん。譲渡人は三国町西今市 ○○さん。申請地は三国町三国東二丁目、田、386 m²で、住宅建築を目的に転用するものです。

以上ご審議願います。

議 長

それでは現地確認の報告をお願いします。

整理番号 84、85、87 番を 3 番 清兼委員お願いします。

清兼委員

3 番清兼です。整理番号 84 番、集落の住宅地に接しており、住宅建築になんら問題ないと思われま。整理番号 85 番三国東一丁目の案件で、先月転用許可が出た農地の隣地であり、申請地の南側はすでに山砂をいれている状況です。同じ不動産屋が扱う案件で、買い手が見つかり今回申請しております。東側の田との境はL型を敷設、雨水は北と南に分かれ流すとのことで、周囲も住宅に囲まれ問題ないと思われま。整理番号 87 番、申請地は三国東二丁目の案件であり、さきほどの 85 番の案件から 100m 程の距離内に位置しており、土壌はほぼ同じです。周囲は宅地化されており、転用は致し方ないと思われま。

議 長

整理番号 86 番を 6 番、林委員お願いします。

林委員

6 番 林です。整理番号 86 番ですが、道向かいの○○さんの家を建てるということで、ブロック塀に囲まれた土地で、宅地に囲まれ、農地とは思えない状況でしたので、周辺に影響なく、なんら問題ないと思われま。

議 長

続いて地元委員のご意見を伺いま。整理番号 84 番を 8 番 伊藤委員、ご意見をお願いします。

伊藤委員

8 番 伊藤です。整理番号 84 番ですが、当案件は現地確認に行かれた委員の説明のとおり、息子さんの住宅を建てるということで北と東に道、雨水は側溝に流すということで何ら問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いします。

議 長

整理番号 85、87 番を 6 番林委員お願いします。

林委員

6 番 林です。整理番号 85 番は先ほど清兼委員の発言のとおり不動産建築で問題ないと思われま。次に整理番号 87 番は用途地域であり土地の活用と聞いております。2 区画とも土を入れているので、この決まることで横の田との境界もはっきりするので、結果的によかったと思われま。

議 長

整理番号 86 番を 12 番、木村委員お願いします。

木村委員

12 番 木村です。整理番号 86 番、現地確認の委員の説明のとおり問題ないと思われま。

議 長

本議案のご意見を伺いま。ご意見ありませんか。

各委員

それではお諮りしま。議案第 59 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。

議 長

<各委員>異議なしの声

異議がないと認めま。

議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。

議 長	次に、議案第 60 号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p><説 明>議案第 60 号「非農地証明について」説明します。</p> <p>整理番号 3 番から 7 番、計 5 件についていずれも 30 数年前から山林化している土地の案件です。</p> <p>整理番号 3 番、出願人は丸岡町山久保 ○○さん。証明を受けようとする土地は丸岡町山久保、171 m²です。整理番号 4 番、出願人は、丸岡町山久保 ○○さん、証明を受けようとする土地は、丸岡町山久保、158 m²です。整理番号 5 番、出願人は、丸岡町山久保 ○○さん。証明を受けようとする土地は、丸岡町山久保 計 161 m²です。整理番号 6 番、出願人は丸岡町山久保 ○○さん。証明を受けようとする土地は、丸岡町山久保、56 m²です。整理番号 7 番、出願人は東京都新宿区 ○○さん。証明を受けようとする土地は丸岡町山久保、計 39.22 m²です。いずれも森林整備する予定と聞いております。以上ご審議願います。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認の報告をお願いします。</p> <p>整理番号 3 番から 7 番を 6 番 林委員お願いします。</p>
林委員	6 番 林です。3 番から 7 番について現地確認の写真のとおりで 38 cm 程度の樹木が並び、大きいものでは幹回り 50 cm 超える樹木もありました。特に 7 番のあたりを歩きましたが、山林となっており非農地と認めて問題ないと思われます。
議 長	<p>続いて地元委員の意見を伺います。</p> <p>整理番号 3 番から 7 番を 2 番末廣委員お願いします。</p>
末廣委員	2 番 末廣です。林委員の説明のとおり山林で問題ありません。
議 長	<p>それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>議案第 60 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	<p>ご異議がないと認めます。</p> <p>議案第 60 号「非農地証明について」は、原案のとおり承認しました。</p>
議 長	<p>続いて議案第 61 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業振興課の説明を求めます。</p> <p>議案第 61 号「農用地利用集積計画の決定について」について説明いたします。</p> <p>利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 11 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 13 名となっております。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 2 筆、5,991 m²、田の更新 35 筆、50,563.2 m²です。畑は新規 3 筆 5,627 m²、更新 1 筆 4,371 m²です。田新規更新合わせて 41 筆 66,552.2 m²です。</p> <p>使用貸借権は 1 筆、田の面積 521 m²です。</p> <p>所有権移転は 1 筆、申請地は丸岡町四ツ柳、計 9,454 m²です。所有権を移転する者 丸岡町西里丸岡 ○○さん、所有権の移転を受ける者 丸岡町四ツ柳 農事組合法人大川あぐりさんです。以上ご審議願います。</p>
農業振興課	

議 長

それではお諮りします。議案第 61 号は原案のとおり承認してよろしいですか。

各委員
議 長

<各委員> 異議なしの声

異議がないと認めます。

議案第 61 号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり承認いたしました。

続いて議案第 62 号「農地の賃借料の情報提供について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第 62 号「農地の賃借料の情報提供について」、ご説明させていただきます。

農地法第 52 条の規定により、前年 1 月から 12 月までに締結された賃借料を基に、実情を踏まえた賃借料の情報を公開することとなっております。全国農業会議所が発行している農地の賃借料情報の手引きに基づきまして 10 アール当たりの賃借料を算定した結果となっております。

田の第 1 地域の平均額は 12,900 円、第 2 地域の平均額は 9,400 円、第 3 地域の平均額は 11,200 円、畑の平均額は 9,300 円となりました。

なお、目安として圃場の広さや形状等各種条件を考慮し、借手と貸手側で十分に協議して、賃借料を決めていただくこととなっております。又、この値は実勢の集計値であり、拘束力があるわけではないことをご承知頂きたいと思っております。

以上、ご審議の程、宜しく申し上げます。

それではお諮りします。議案第 62 号は原案のとおり承認してよろしいですか。

議 長
各委員
議 長

<各委員>異議なしの声

それでは議案第 62 号「農地の賃借料の情報提供について」は、原案のとおり承認いたしました。

続いて議案第 63 号「坂井市農作業標準料金の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第 63 号「坂井市農作業標準料金の設定について」の説明をさせていただきます。今回、議案とは別に、別紙資料（前年との料金比較表）も併せて見て頂ければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。まず、農作業の委託者・受託者間で適正な農作業料金を設定できるよう、その目安とする標準料金を定めたものが表の結果のとおりでございます。算定につきましては、福井県農業会議が作成しております福井県農作業料金設定指針を参考とさせて頂きまして、坂井市の 10 アール当たりの平均料金を算出したものとなっております。燃料費、労務費、機械購入費等につきましては、福井県農業会議から情報提供されたものを使用し、算出しております。燃料のガソリンは令和 3 年 1 リットルあたり 150 円（8 円増）、軽油 97 円（11 円増）、混合油 196 円（21 円増）、灯油は 89 円（1 円減）です。電気料金は昨年比変動なかったものの、前述の燃料費が高騰したことにより、作業料金全体的に微増傾向となりました。

事務局

稲作は、プラウ耕作業 6,000 円（20 円増）、レーザー均平作業 13,000 円（10 円増）、畔塗り作業 4,040 円（40 円増）、耕起作業 5,010 円（30 円増）、砕土作業 4,000 円（10 円増）、代かき作業 4,510 円（10 円増）、田植作業

7,760円(80円増)、防除作業(動力散布)660円(10円増)、防除作業(ドローン)1,060円(170円減)、収穫作業16,960円(20円増)、乾燥作業960円(10円減)その他につきましては前年と同額となっています。

なお、防除作業(ドローン)につきましては、福井県農作業料金設定指針により、ドローン機器の価格自体が20万円ほどダウンしたこともあり、昨年に比べ減となっております。これに基づき計算したものです。

麦作につきましては、生麦運搬作業が前年同額を除き、昨年より変動となっております。耕起・畝立・施肥・播種作業8,390円(190円増)、溝堀作業1,510円(30円増)、弾丸暗渠作業940円(20円増)、防除作業動力散布660円(10円増)、収穫作業10,550円(140円増)となりました。

大豆につきましては、生大豆運搬作業が前年同額を除き、昨年より変動となっております。耕起・畝立・施肥・播種作業8,800円(250円増)、溝堀り作業1,510円(30円減)、防除作業(動力散布)660円(10円増)、培土3,920円(50円増)、収穫作業11,090円(150円増)となりました。

そばにつきましては、耕起・畝立・播種作業8,090円(60円減)、溝堀り作業1,080円(130円減)、収穫作業8,990円(110円増)となりました。その他の作業につきましては前年同額です。以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長
各委員
議長

それではお諮りします。議案第63号は原案のとおり承認してよろしいですか。

<各委員>異議なしの声

それでは議案第63号「坂井市農作業標準料金の設定について」は、原案のとおり承認いたしました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。